

如何に正当であるかを知らしめなければならぬ
現市首局が市従業員のみならず、二百万市民の利益を如何に蹂躪しつつあるか、而して小市民と市従業員の利害が一致する事を高唱しおけるは、彼の瓦斯問題、家屋税付加税の増徴、舟板権問題の如き又は日常の市役所の内面曝露（理事者不正行為欺瞞政策利権取引）等々を一般市民に曝露し、その反抗を以て現市局へ抗争、市民と我々の共同戦線の確立に努力しなければならぬ。

そのために我々は、我が国唯一の無産階級共同戦線党として、労働農民党との完全なる提携結合の下に之を遂げねばならぬ。又労働農民党は良く此れを指導し、應援するであらう事を確信する。

四、未組織従業員の組織化

現在土木保健、その他の各課に尚多くの未組織労働者が残されてゐる。当然、我が組合に加入すべき従業員一万余るに拘らず、我が組合は尚その三割五分を包容するに過ぎない。斯る未組織労働者が多く残されつつある事は勢ひ我々の運動を阻害するものである。我々は此の闘争を通じて漸く大なる未組織労働者の組織に全力を挙げて努力しおければならぬ。

五、結論

我々は以上の如き方法を以つて我々の目的貫徹に向つて努力するものである。我々は常に自己の方と、敵の陣営を充分観察し、凡ゆる手段を盡して飽迫者局と軌制に抗争するであらう
我々は我が市従業員が一般工場労働者の如き単なる経済闘争に依る解決

は経済的に不可能であることとを悟り、而して此処に我が市従業員組合の方針が工場労働者の如く簡單に経済闘争に訴へ得ぬ特殊条件を見出し得る。政治的支配の下に抗争する我々は必然に政治闘争に転換しおければならぬ。

再考 歎願書

特別給付現程実施の件に關する。四月十五日の市議答は我等の到底認可し得るものに候條、正記理由に依り更に再考歎願書提出候也。

再考歎願事項

一、特別給付現程を昭和式年、拾月を日ヨリ実施カレタシ。
二、全期日迄ニ実施シ得ル殊事会ニ提案カレタシ。

再考歎願理由

一、本條項ニ關シテハ三月廿八日提出シタル歎願書ニ昨年迄ヨリ歎願書提出ニ致シ経過ノ詳細ナキ経過ヲ記載シタル。即チ我々今日迄予自直シ末ニ終過、中村前市長ハ本現程、伊沢前市長ノ意見口約ヲ種精シアリ。口、中村、伊沢前市長ハ本現程、当然実施スベキモノナル事ヲ等シシ認メテ、而シテ中村市長ハ本現程ヲ拾月迄ヨリ実施スベキコトヲ公衆シ、伊沢市長ハ我々ニ對シテ本年（昭和三年）迄和式年（昭和三年）迄月迄ヨリ実施スベキコトヲ言明セルニ拘ラズ、既に調査完了シタル今日其、実施期ヲ明示シ得ザル理由ヲ示シテ実施期ヲ明セシレザルモ、而シテ市長ハ尚不調査ノ必要アルヲ理由トシテ実施期ヲ明セシレザルモ